

令和7年度 十和田市物価高騰対策 中小企業者支援給付金

趣 旨

物価高騰の影響を受けている中小企業者等に対し、事業継続を支援するため給付金を支給します。

支給条件

- ①市内に事業所を有し、申請時点で企業経営を行っていること
- ②令和6年分確定申告又は市・県民税申告（法人の場合は法人市民税の確定申告）をしており、令和6年中の年間売上額が120万円以上あること（一部業種を除く。詳しくは裏面をご覧ください）
- ③令和6年度及び令和7年度の市税等に滞納がないこと
- ④給付金の支給後も事業活動を継続する意欲があること

申込期間

令和8年1月13日(火)から2月27日(金)まで

※当日消印有効

支給金額

個人事業主

5万円×事業所数(店舗など)

提出書類

- ① 給付金支給申請書
- ② 令和6年分の確定申告書の写し、または令和7年度市・県民税の申告書類等の写し
- ③ 青色申告決算書の写し、または収支内訳書の写し
- ④ 市内に住所を有する事業所数が分かる書類（複数の事業所がある場合）

法 人

10万円×事業所数(店舗など)

提出書類

- ① 給付金支給申請書
- ② 直近の事業年度の法人市民税確定申告書の写し
- ③ 法人事業概況説明書の写し
- ④ 市内に住所を有する事業所数が分かる書類（複数の事業所がある場合）

申請にはインターネットが利用可能です。



電子申請はこちら

申請方法や対象要件、よくある質問等については市HPをご覧ください。



HPはこちら

申込み・問合せ先 十和田市 農林商工部 商工観光課

〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

TEL: 0176-51-6773 FAX: 0176-22-9799 E-mail: shokokanko@city.towada.lg.jp

対象要件

①中小企業者または特定非営利活動法人、一般財団・社団法人、学校法人、公益財団・社団法人、商工会議所、協同組合等であること。

②対象業種に該当すること。

主な対象業種	対象外業種
<ul style="list-style-type: none">・製造業、卸売業、小売業、建設業、運送業、交通事業、宿泊業・サービス業（理美容、旅行、娯楽、広告、学習支援、情報通信等）・飲食業・保険媒介代理業、保険サービス業・宅地宅建取引業、不動産仲介業・林業、漁業・その他対象外業種以外の業種	<ul style="list-style-type: none">・農業、畜産・医療（薬局、助産、施術所を含む）・福祉（保育施設、高齢者施設、児童福祉施設、障害者福祉施設、保護施設）・一般公衆浴場・金融業、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）、取立業・不動産貸付業、貸家業、駐車場業・性風俗産業 <p>※内職等の家内労働者、保険外交員、集金人、電力量計の検針員、これらに類するものや、太陽光発電事業、FXなど資産運用に類するもの、十和田市指定管理施設は対象外。</p>

③以下の項目に該当しないこと

- ・宗教、政治、経済、文化等の非営利事業及び団体（NPO 法人は除く）、暴力団
- ・法人格を持たない任意団体

よくある主な質問 (Q&A)

Q 本社が市外ですが、対象になりますか。

A 本社が市外であっても、市内に事業所（店舗など）がある場合は対象となります。

Q 法人で工場が2つありますが、給付額は20万円ですか。

A 経営主体（賃金台帳等の経営所帳簿）が別であれば2事業所となります。その場合はそれぞれ市内に住所を有する書類をご提出ください。なお、同一敷地内に事業所（店舗など）がそれぞれある場合は1事業所となります。

Q 同一法人が、複数回申請することは可能ですか。

A 複数回の申請はできません。

Q 副業として事業を行っている場合は対象となりますか。

A 確定申告において当該収入を事業収入として申告している場合は対象となります。

Q フリーランスは対象となりますか。

A フリーランスとは具体的にどの業種が当てはまるという明確な定義はありませんので、この給付金では業務委託契約等に基づく事業活動に伴う収入があり、かつ対象業種に該当する場合は対象となります。